

## 要支援1及び要支援2と認定された方へ

生活機能の維持・改善を目指し、介護予防サービスが利用できます。  
サービス（デイサービス・ホームヘルパー、住宅改修等）を利用したい場合は必ず矢板市地域包括支援センターやしおにご連絡ください。

なお、本センターの相談対象となる方は、泉地区全域及び矢板地区西部の行政区（矢板1～4区、富田、木幡東、木幡西、川崎反町、境林、館ノ川、高塩、倉掛、合会、片俣、塩田、幸岡、下太田、荒井、土屋）にお住まいの方になります。

矢板地区東部、片岡地区にお住まいの方は、矢板市地域包括支援センターすえひろ（0287-47-7005）が担当となります。

### 矢板市地域包括支援センターやしお

〒329-2506 矢板市平野 1362-12

特別養護老人ホーム 八汐苑 内

電話 0287-47-5577

《案内図》



※ すでにサービスをご利用されている方は、今までのケアマネージャーに相談してください。